

「大規模小売店舗の立地に関するガイドライン」の概要

- 策定にあたって
 - 社会経済情勢の変化（中心市街地の衰退・空洞化、都市機能の郊外への拡散、地域商業の衰退）
 - まちづくり三法の改正（都市機能の市街地集約、中心市街地のにぎわい回復）
 - 香川県の状況（大規模小売店舗の郊外出店が急増、全国第二位のオーバーストア）
- 大規模小売店舗の適正立地に関する基本的な考え方
 - 適正立地の必要性
 - ・都市機能の無秩序な郊外拡散に伴う問題
 - （高齡者等の生活利便性の低下 優良農地の壊廃
環境負荷の増大 行政負担の増加 など）
 - ・本格化する人口減少や少子・超高齡化に配慮し、将来の望ましい都市構造を明確化、適正な場所に誘導を図ることが必要
 - 基本的な方向 … 次の要件が確保されている（又は見込まれる）地域に集約拠点を誘導
 - ・一定の人口と都市機能が集積
 - ・都市機能の更なる集積を受け入れる優良な都市ストック
 - ・多様な都市機能の集積に対応可能なインフラ等の基盤
 - ・公共交通ネットワーク機能と自動車利用者以外のアクセシビリティ

適正立地を実現するための方策

- ・大規模集客施設の適正立地を判断するための基準の策定
- ・都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）の見直し
- ・都市計画法の土地利用規制（ゾーニング的手法）や農業振興地域の整備に関する法律の厳格な運用による集約拠点への立地誘導

県の役割

床面積が1万㎡を超える大規模小売店舗の土地利用規制の運用等について、関係市町からの意見聴取など広域調整を行い、広域的な観点から適切に判断

市町の役割

県の都市計画区域マスタープランに即して市町マスタープランを策定
用途地域の変更や特別用途地区・特定用途制限地域の指定などゾーニングを活用

- 地域づくりの推進のための取組
 - 目指すべき方向
 - ・誰もが暮らしやすく、持続可能なまちづくりの推進
 - ・まちの中心部のにぎわい回復
 - ・地域コミュニティの再生・維持

地域住民等との対話の推進（出店計画書の届出）

- ・意見交換できる環境の整備
- ・住民等からの意見聴取や事業者に対する意見

事業者による地域貢献活動（地域貢献計画書の届出）

- ・地域づくりの取組
- ・地域産業活性化の推進
- ・地域雇用の確保
- ・安全・安心なまちづくりの推進
- ・環境、アメニティ向上への配慮
- ・子ども、高齡者、障害者等への配慮
- ・撤退時の対応

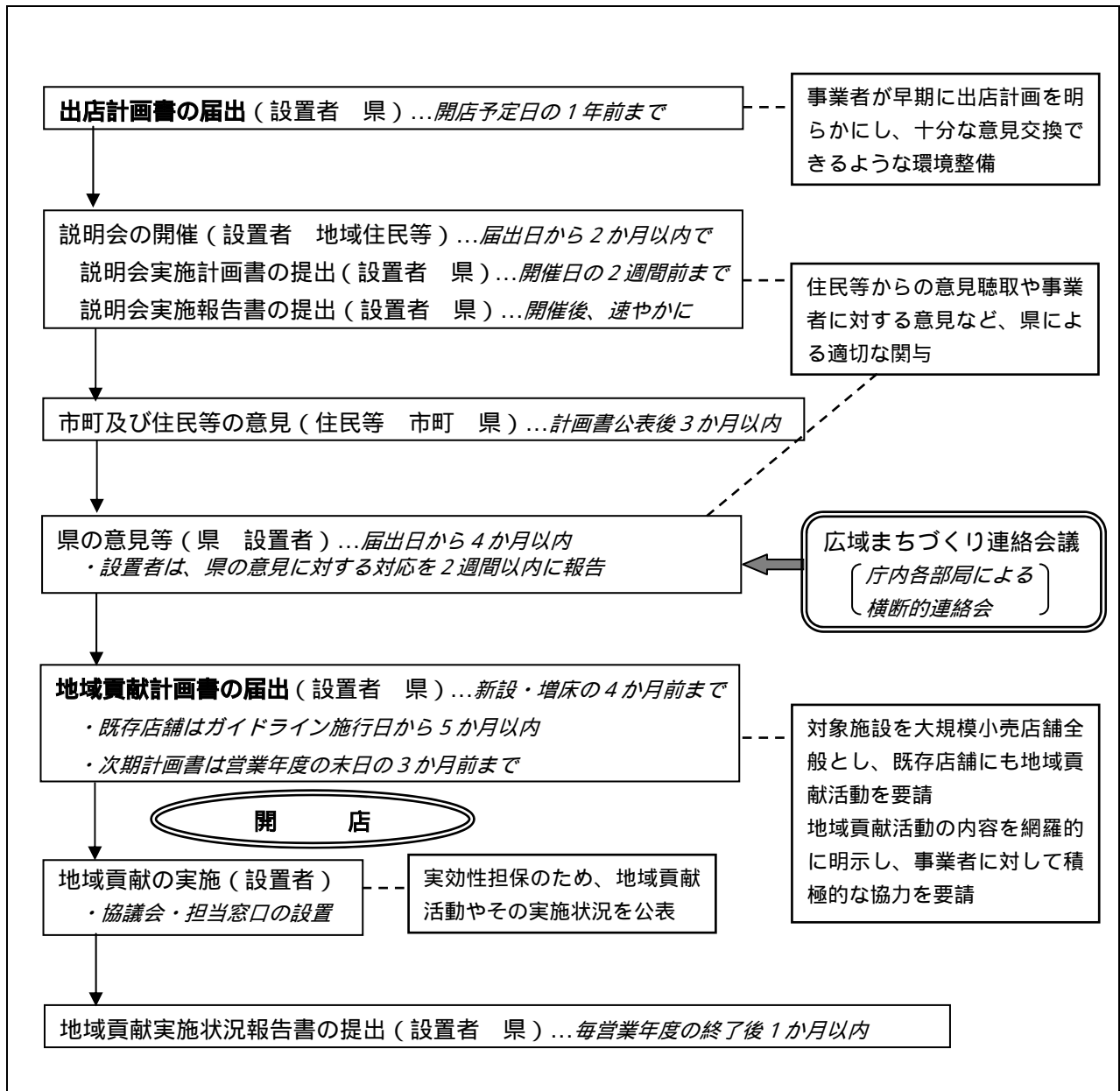
県の取組

1万㎡を超える特定大規模小売店舗について、ガイドラインを効果的に運用
市町の取組に対する積極的な情報提供・助言などの協力

市町の取組

1万㎡以下の大規模小売店舗について、
地域の実情に応じて地域づくりを推進

事前届出制度の流れ



地域貢献活動の事例

- ・地域づくりの取組 (地域コミュニティ等への協力、従業員の社会貢献活動の促進 等)
- ・地域産業活性化の推進 (地域事業者との連携、観光振興、県産品の普及への協力 等)
- ・地域雇用の確保 (地域又は県内からの雇用、インターンシップ受入れ 等)
- ・安全・安心なまちづくりの推進 (災害時の物資等の提供、防犯環境の整備、交通対策の実施 等)
- ・環境、アメニティ向上への配慮 (リサイクル対策、景観形成・街並みづくりへの協力 等)
- ・子ども、高齢者、障害者等への配慮 (子育て支援、健康づくりの推進 等)
- ・撤退時の対応 (早期の情報提供、従業員の雇用の確保、店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止 等)